

重要事項に係る調査依頼書(一般物件)		
<p>当社は、宅地建物取引業法第35条第1項第5号の2及び同法施行規則第16条の2の定め並びに昭和63年11月21日建設省経動発第89号及び平成4年12月25日建設省経動発第106号・住管発第5号により、下記の中高層分譲共同住宅(マンション)の取引に係る重要事項について、必要費用を添えて、貴社に調査を依頼します。</p>		
調査依頼年月日	年 月 日	
当 社 事 項	会社名	
	所在地(送付先)	
	宅地建物取引業者	国土交通大臣 () 第 号
	免許番号	知 事
	担当者	所属部課 氏 名 電話番号 FAX番号
調査対象マンション	名 称	
	所 在 地	
	売却依頼主	住戸番号 氏 名
調査依頼項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管 理 規 約 (施行規則第16条の2第1号～第3号関係) ・ 修繕積立金積立総額 (施行規則第16条の2第4号関係) ・ 管理費・修繕積立金等の月額 (施行規則第16条の2第5号関係) ・ 管理組合の金融機関からの借入額 (施行規則第16条の2第5号関係関連) ・ 管理費・修繕積立金等の滞納額 (建設省経動発第89号関係) ・ 建築年次・共用部分の内装・外装の修繕の実施状況 (建設省経動発第106号・住管発第5号関係) ・ その他(記載) 	
(備考)		

*** 1枚目【受託条件】をごらん頂きまして
この用紙に必要事項をご記入の上、弊社までFAXにてご返送下さい。**

住商建物株式会社 仙台支店 FAX : (022) 772-8338

- ・ 費用と、そのご請求について
費用は前払いとなります。お振込後、下欄へ入金証明書をご貼付下さい。
- ・ 必要項目にチェック願います。
 - 弊社書式による重要事項に係る調査報告書 金 15,000円(税抜)
(金 16,500円(税込))
 - 管理規約の複製 金 3,000円(税抜)
(金 3,300円(税込))
 - 使用細則の複製 金 2,000円(税抜)
(金 2,200円(税込))
 - 長期修繕計画表の複製 金 2,000円(税抜)
(金 2,200円(税込))

※上記記載以外の書類に関しましては、当社からは発行できませんので、ご了承下さい。

下記の口座までお振込み願います。調査報告書等は入金確認後の作成とさせていただきます。

三井住友銀行 神田支店 当座預金 口座番号 0296758
口座名義 住商建物株式会社

・ お振込み金額 金 _____ 円

※下記ご参照のうえお間違いのないようお振り込み下さい。

入金証明書貼付欄 (ご入金されました事が証明できるものを貼付下さい。)

必ず貼付下さい

- ・ 領収書の発行はしていません。
- ・ 銀行発行の受領書をもって、当社受領印に代替させていただきます。
- ・ なお、依頼調査資料をお送りする際の送付書面に記載する
内容をもってインボイスとさせていただきます。